

指定介護老人福祉施設契約書

_____様（以下、「入所者」と言います。）と、社会福祉法人 中野区福祉サービス事業団 小淀ホーム（以下、「事業者」と言います。）は、介護老人福祉施設サービスの利用について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、入所者に対し介護保険法の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供します。入所者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約の期間）

- 1 この契約の契約期間は _____年 _____月 _____日から入所者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに入所者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合で、かつ、入所者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合に、契約は更新されたものとします。

第3条（介護老人福祉施設サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って入所者に対し、居室、食事、介護サービス、その他介護保険法の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も入所者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。
- 2 入所者が利用できるサービスの内容は、重要事項説明書に定めた内容について、入所者及び家族に説明します。

第4条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を行います。

- ① 入所者と家族の希望を聞き、自立した日常生活を送るための課題を把握します。
- ② 把握した課題に基づき施設サービス計画を作成し、入所者に説明の上同意を得ます。
- ③ 必要に応じて施設サービス計画を変更し、その内容を入所者に説明の上同意を得ます。

第5条（身体拘束の禁止）

事業者は、入所者または他の入所者の生命及び身体を守るため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等の行動の制限を行いません。入所者の行動を制限する行為を行う場合は、緊急やむを得ない理由を記録し説明の上同意を得ます。

第6条（要介護認定申請の援助）

- 1 事業者は、入所者が要介護認定の更新を円滑に行えるように援助します。
- 2 事業者は、入所者が希望する場合は、要介護認定の申請を入所者に代わって行います。
- 3 事業者は、入所者の状態が変わった際は、区分変更申請等必要な手続きを入所者に代わって行います。

第7条（サービス提供の記録）

事業者は入所者へのサービスの提供に関する記録を作成し、この契約の終了後も2年間保管します。事業者は入所者の求めがあるときはその記録を開示します。複写を希望する場合には、その費用は実費とします。

第8条（利用料金）

- 1 入所者は事業者に対して、別紙利用料金同意書に基づき利用料金を支払います。
- 2 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の15日頃に入所者に通知します。
- 3 入所者は、翌月末日までに事業者に利用料を支払います。口座振替の場合は、翌月末日までに指定の口座より自動引き落としで支払います。
- 4 事業者は、入所者から料金の支払いを受けたら領収書を発行します。

第9条（契約の終了）

- 1 入所者がこの契約を終了させる必要がある時は、事業者に対して30日間の予告期間をおいて文書で通知するものとします。
- 2 この契約は、入所者が次の各号の1つに該当することとなった場合は、事業者が入所者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、終了します。
 - ① 入所者の料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延した場合。
 - ② 入所者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できなかつた場合。
 - ③ 入所者またはその家族が、この契約を継続しがたいほどの重大な影響を及ぼす行為を行った場合。
 - ④ 事業者自ら提供できる適切な医療的管理上の便宜の範囲を超える状況に入所者になった場合。
 - ⑤ やむを得ない事情により事業所を閉鎖または縮小する場合。

- 3 入所者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 この契約は、次の事由に該当した時は、直ちに終了します。
 - ① 入所者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ② 入所者が死亡した場合
 - ③ 入所者が在宅生活に戻った場合

第10条（入院の際の援助）

- 1 入所者が入院した場合、必要に応じ家族と入退院についての連絡調整を行います。
- 2 事業者は、退院後入所者が円滑に施設に戻れるように援助します。

第11条（退所の際の援助）

事業者は、入所者の退所に際し入所者と家族の意思を確認し、居宅介護支援事業者等と密接に連携し、退所のために必要な援助をします。

第12条（守秘義務）

事業者は、業務上知り得た入所者とその家族の個人情報を第三者に提供しません。この契約が終了しても同じです。また、医療機関や居宅介護支援事業者等の第三者に対し、入所者の情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ます。

第13条（損害賠償）

事業者は、事業者の責めに帰す事由により入所者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、入所者に対しその損害を賠償します。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、入所者の健康状態が急変する等緊急の場合は、あらかじめ届け出られた連絡先に連絡するとともに、状態に応じて救急車の要請をする等必要な措置を講じます。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、入所者からの相談及び苦情に対応する苦情受付窓口を設置し、相談及び苦情に対し迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上解決するものとします。

